農地法第3条の規定による
農地の売買・贈与・貸借等の許可手続き

［　農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方は地域の農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。　］

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買・貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく（あっせん）による方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

《農地法第３条の主な許可基準》

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

１　全部効率利用要件	今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
２ ※農地所有適格法人要件	法人の場合、農地所有適格法人の要件を満たすこと
３　農作業常時従事要件	申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること
４ ※下限面積要件	今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積の２ｈａ以上あること
５　地域との調和要件	今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※　農地所有適格法人とは、農業を事業の中心として、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。

※「下限面積要件」は、経営面積があまり小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的な継続ができないと想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定（北海道：２ｈａ　都府県：５０ａ）以上でないと許可できないものです。

なお、農地法で定められている下限面積（北海道：２ｈａ　都府県：５０ａ）が地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみて、その地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることもできます。

また、農業経営基盤強化促進法による「農用地利用集積計画書」による場合には下限面積要件は適用されません。

美幌町農業委員会では、下限面積を次のように定めています。

地　　域	下　限　面　積
美幌町の全地区	２ｈａ

〔下限面積設定理由〕

本町の農業経営規模や担い手への集積を推進している実態に鑑み、農地法第３条第２項第５号に規定する下限面積の規定のとおりで、段別面積は特に定めておりません。

《農地法第３条許可事務の流れ》

- 農業委員会では、相談に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- 農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を概ね２８日と定め、迅速な許可事務に努めています。

※　なお、申請書の提出締切は、毎月10日頃(総会日の約2週間前)となります。

ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

＜申請者の手続き＞

申請についての相談

※　農業委員会事務局にお越しください。
住　所：〒092-8650　美幌町字東１条北４丁目
美幌町農業委員会 事務局
電　話：0152-73-1111㈹　内線332,333

申請書の作成

※　申請内容に応じて記入してください。
（様式はﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ又は、農業委員会にあります）。
記入には別ﾌｧｲﾙの記入例をご参照ください。

必要書類の入手

※　別添の必要書類一覧表をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

申請書提出前の再確認

※　記入漏れや必要書類に不足があると、追加提出等により許可までに時間がかる場合があります。
申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。

申請書の提出／受付

※　農業委員会事務局までお越しください。

＜農業委員会等の手続＞

申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は概ね２８日です。

申請書の提出／受付

↓

申請内容の審査

※　申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に適合するか等を審査し、さらに農業委員が申請者に聴き取り・現地調査を実施。

↓

農業委員会総会

※　農業委員会総会（部会）で許可・不許可について農業委員会の意思決定を行います。

↓

許可書の交付

※　総会終了後概ね1週間程度で許可書を郵送交付します。